

高額な医療費の支払いがあった方の 子ども医療助成費の申請について

国民健康保険組合・江戸川区国民健康保険加入者向け

高額な医療費の支払いがあった方は高額療養費・付加給付金に該当する場合があります。江戸川区からは健康保険組合より支給される高額療養費・付加給付金を差し引いた金額を助成します。

高額療養費は同じ月に支払った保険診療分の自己負担額が**上限額（所得区分によって異なる）**を超えた場合、その超えた金額を加入している健康保険組合から支給される制度です。

付加給付金は健康保険組合独自で定める基準を超えた医療費の支払いがあった場合、その超えた金額を加入している健康保険組合から支給される制度です。※江戸川区国民健康保険には付加給付金制度はありません）

○国民健康保険組合にご加入の方

- ① 35,000 円以上の支払い
- ② 21,000 円以上の支払いが世帯で2人以上いる場合は下記の書類が必要です

☆高額療養費・付加給付金に該当する場合

- ・支給決定通知書原本

☆高額療養費に該当しない場合 健康保険の限度額区分がわかる書類を添付してください。

- ・マイナポータル上の所得区分の確認が取れる画面
- ・限度額証のコピー

※健康保険の限度額区分がわかる書類の添付がない場合はご加入の国民健康保険組合に文書照会をさせていただくため振込が遅れることがあります。

○江戸川区国民健康保険にご加入の方

内部システムで国民健康保険の支給状況が確認できるため子ども医療助成費の申請に追加で書類の提出の必要はありません。国民健康保険に高額療養費の申請をお願いいたします。支給状況の確認後、子ども医療助成費の払い戻しをさせていただきます。

【問合わせ】

江戸川区役所児童家庭課医療費助成係

本庁舎2階4番窓口 (03-5662-8578)